

障害児通所支援事業者の処分について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり行政処分を行った。

1 処分の概要

(1) 事業者の概要：きらきらひかる株式会社

仙台市太白区東中田五丁目17-19

(2) 処分対象事業所の概要及び処分内容

事業所の名称	みいんななかよし もりせきのした	みいんななかよし いわぬま
所在地	名取市杜せきのした5丁目31番4号-D棟	岩沼市たけくま二丁目5番9号
サービスの種類	児童発達支援・放課後等デイサービス	児童発達支援
処分内容	指定の一部効力停止（3か月間の給付費の請求上限7割）	指定の一部効力停止（6か月間の新規利用者の受入停止）
処分日	令和6年4月17日	
処分の効力発生日	令和6年5月1日	

2 処分の原因となる事実

(1) みいんななかよし もりせきのした

人員配置基準違反、不正請求及び不正行為（法第21条の5の24第1項第4号、第6号及び第11号）

① 令和5年4月から11月までの期間、児童発達支援管理責任者の人員欠如が発生していたが、勤務実態のない職員を児童発達支援管理責任者とするなど実態と異なる届出を行い、不正に障害児通所給付費を請求し受領した。

(2) みいんななかよし いわぬま

不正請求、不正の手段による指定及び不正行為（法第21条の5の24第1項第6号、第9号及び第11号）

① 令和4年12月の新規指定時に届け出た児童発達支援管理責任者を配置せず不正に指定を受けた。

② 令和4年12月に、勤務実態のない職員の名前を用いて通所支援計画を作成した。

③ 通所支援計画を適正に作成していない期間があったが、必要な減算を行わず、不正に障害児通所給付費を請求し受領した。

④ 令和5年6月から11月までの期間、児童発達支援管理責任者について、勤務実態と異なる届出を計3回行った。

⑤ 少なくとも令和5年2月から令和6年1月までの期間、直接処遇職員の欠如が発生していたにもかかわらず、必要な減算を行わず、不正に障害児通所給付費を請求し受領した。

3 障害児通所給付費の返還

法人が不正に受給した障害児通所給付費については、給付費を支給した市町村から当該法人に返還を命じることになる。

返還額：約720万円（現時点での推計額）

※「2 処分の原因となる事実」に基づく不正請求額の推計

4 今回の不正を受けての再発防止策について

新規指定後、適切な人員配置のもと支援が行われているか確認するため、指定後おおむね6か月以内を目安に実地指導を行うことを徹底する。

県内事業者に対しては、適正な人員配置がなされているか確認するため、指定申請の確実な審査や実地指導の着実な実施に加え、集団指導や実地指導の場面において今回の事案等の周知を図ることで適切な運営を促していく。